

## オープンカウンター方式による見積依頼について

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、不明点は下記2(2)問い合わせ先までご連絡ください。

記

### 1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

原則として次に定める条件を全て満たす者とする。ただし、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 2 問い合わせ先

- (1) 調達物品に関すること（仕様の詳細、同等品の確認等）は、各案件の見積合わせ通知書に記載の担当へお問い合わせください。
- (2) 見積書の提出に関することは、

〒020-8540 岩手県盛岡市内丸8番10号

岩手県警察本部会計課 調度係 Tel.019-653-0110

へお問い合わせください。

### 3 見積書の提出等

見積書は次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 持参又は郵送

〒020-8540 岩手県盛岡市内丸8番10号 岩手県警察本部4階 会計課調度係

- (2) 電子メール

メールアドレス df0004@pref.iwate.jp

なお、電子メールでの提出の場合は押印の確認ができないため、「代表社印等の押印を省略した書類」として取り扱います。詳細は、「契約等の手続きにおける押印等の省略について」をご確認ください。

※ 代表者印の押印を省略した場合には、

- ①見積書を発行することができる権限を有する者の氏名(フルネーム)及び連絡先
- ②事務担当者の氏名(フルネーム)及び連絡先

を見積書に必ず記載してください。(不備がある場合は無効となります。)

また、電子メールには本文に、

- ①調達案件名(品名)

## ②事務担当者の氏名(フルネーム)及び連絡先

を記載の上、送付後には2(2)まで、電話にて見積書の到着確認をお願いします。

※ 見積書の提出は、提出方法を問わず、締切日の正午必着とし、郵送される場合は封筒の表に「(案件品名)の見積書在中」と必ず朱書きしてください。

※ 見積合わせ通知書に「同等品可」の表記がある場合において、同等品により見積書を提出する場合は、各案件の見積合わせ通知書に記載の担当へ同等品の確認を行ってください。事前に問い合わせがなく同等品により見積書提出した場合において、仕様が同等品と認められない場合は、無効となります。

## 4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載、押印に不備がある見積書
- (3) 同一の見積案件について、2通以上提出された見積書
- (4) 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある見積書
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (7) 誤字及び脱字等により意思表示が明確でない見積書
- (8) 提出期限までに到着しなかった見積書
- (9) 見積書の作成にあたり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載された見積書
- (10) 代表者印の押印を省略した見積書であって、見積書を発行することができる権限を有する者及び事務担当者の氏名及び連絡先の記載のない見積書

## 5 契約相手方の決定

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限範囲であり、かつ、最低価格を提示した者を契約の相手方とします。

見積額は、特段の指示がない場合は、当該案件の履行に係る一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

契約金額は原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

## 6 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した者にのみ、FAXにより連絡します。

見積書を提出した事業者の方は、見積提出期日後、上記2(2)に問い合わせをいただければ、決定業者及び契約金額をお伝えします。

## 7 契約書作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます（契約金額によっては、作成を省略する場合があります）。

## 8 その他

- (1) 見積書作成に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 上記5において、同額の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例にならい、「くじ」により決定します。
- (3) 参加者不在の場合又は予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合は、別途選定した者に見積書を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 都合により調達を中止する場合があります。